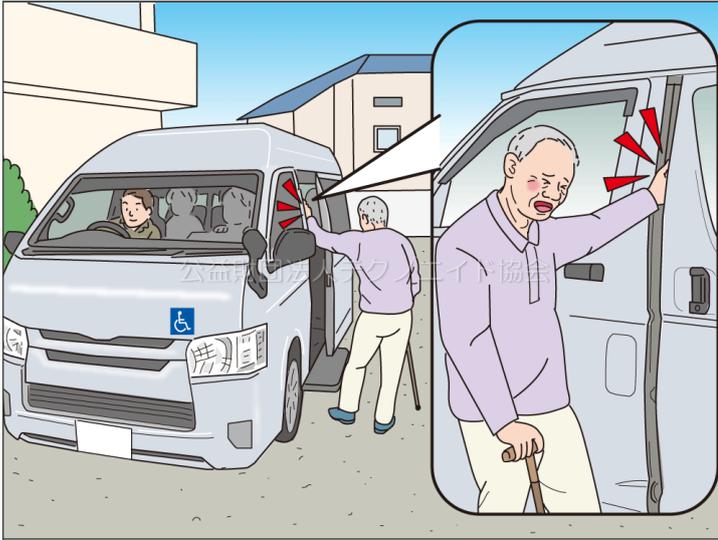


Case : 417

運転席から操作した電動スライドドアに利用者の手を挟んでしまった

場面の説明

乗車の順番を待っていた利用者が車両に手をかけていたことに気づかず運転席からの操作でスライドドアを閉めたところ、挟んでしまった



利用シーン	乗り物
主な利用場所	車内
	その他
介護保険の種目	—
分類コード (CCTA95)	120903 (ニーリングカー)
介護テクノロジー	—
二次元バーコード	

解説

福祉車両のみならず、スライドドアに手を挟む事故には注意が必要です。特に運転席から操作が可能な電動式の場合、運転者からは死角となる箇所に手などが出ている可能性を想定しながら声掛けだけではなく安全確認が求められます。乗車する利用者の認知機能などの状態によっては運転席からの操作を避け、ドアサイドで目視しながら開閉する手順をルール化することも検討しましょう。

参考要因（要因の例であり、これだけが正解ということではありません）

- 人（介護者）：出発が遅れており焦っていた
- 人（介護者）：ドアが動き始めれば手を離すだろうと思っていた
- 人（利用者）：ドアが自動で閉まるとしていなかった
- モノ：運転席からドアまわりが死角となって見えづかった
- 管理：余裕のある送迎計画が立てられていなかった

日付：	所属：	氏名：
-----	-----	-----

Case : 417

運転席から操作した電動スライドドアに利用者の手を挟んでしまった

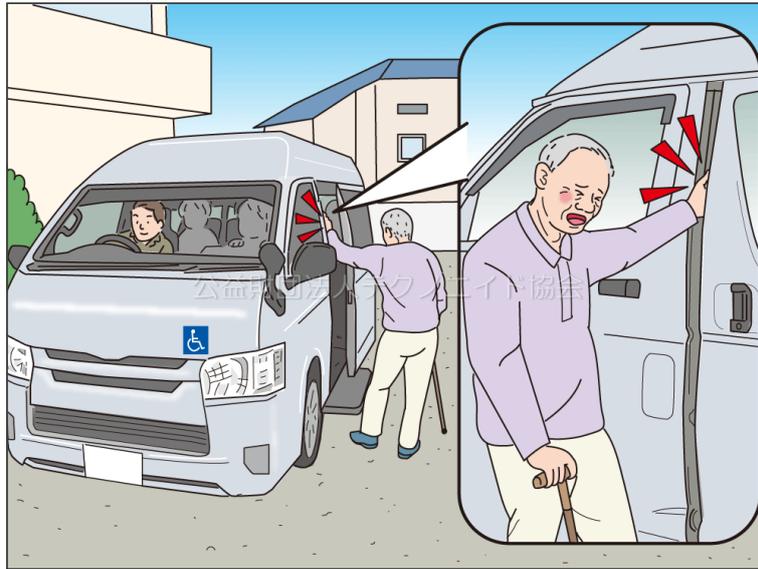
事例詳細



回答前に見ないこと

場面の説明

乗車の順番を待っていた利用者が車両に手をかけていたことに気づかず運転席からの操作でスライドドアを閉めたところ、挟んでしまった



どのような要因が考えられますか？	どのような対策が必要でしょうか？
人（本人・介護者・関係者）の要因	
モノ（福祉用具）の要因	
環境の要因	
管理の要因	

メモ